

作成の意図等

※建設リサイクル法に基づく事前届出書の様式等です。この様式は令和3年4月1日の改正後の様式です。なお、滋賀県では平成31年1月18日に5.②分別解体等の計画等(別表1～3)の一部を改定し、本様式での届出をお願いしています。

1. このエクセルファイルは、紙による様式は手書きが必要またパソコン用のPDFファイル様式は書き込みが不可のため、滋賀県が届出者の利便を図るため独自に記入例や作成上の注意書きを記載して作成したものです。(様式本体は省令にて定められたもので
す)
2. この届出書の様式は、記入箇所以外は誤って記入・修正出来ないよう保護を掛けています。なお、保護は必要に応じて解除できます。
3. 作成にあたっては、印刷範囲外の注意書きや記載例を参考に作成願います。
4. このファイルは、予告なく変更される場合があります。
5. 届出書は、①届出書(様式第一号)、②分別解体等の計画等(別表1～3)、③工程表(①の届出書で“別紙のとおり”とした場合)、④見取り図、⑤建築物等の設計図等で構成されます。③～⑤は、このファイル以外の“各種様式”的エクセルファイルを参照願います。なお、変更届出様式(様式第二号)および変更用別表1～3は別ファイルにあります。
6. このファイル以外に“各種様式”的エクセルファイルを作成しています。内容は以下のとおりです。
①発注者への説明書例(法12-1)、②契約書記載事項例(法13)、③届出等の方法(1)届出人、2)代理人及び代行者、3)届出先、4)届出部数、5)届出書の綴り方)、④工程表例、⑤委任状例、⑥告知書例(法12-2)、⑦再資源化等報告書例(法18-1)、⑧標識(法33他)
7. 建設リサイクル法や届出等の詳しい内容は、「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引き(案)」(株大成出版社 TEL03-3321-4131)をご覧下さい。

このファイルに関する問い合わせ先は

滋賀県土木交通部建築課建築指導室
建築指導係まで

TEL: 077-528-4258(直)

FAX: 077-528-4912

E-mail: shidou@pref.shiga.lg.jp

変更届出書

変更箇所

知事
市長 殿

年 月 日

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
 (郵便番号) _____ 電話番号 _____

住所 _____
 (転居予定先) (郵便番号) _____ 電話番号 _____

住所 _____
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 _____

②工事の場所 _____

③工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

④請負・自主施工の別： 請負 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
 (郵便番号) _____ 電話番号 _____

②住所 _____

③許可番号(登録番号) _____

建設業の場合

建設業許可 _____ 大臣 知事 (_____) 第 _____ 号 (_____) 工事業

主任技術者(監理技術者) 氏名 _____

解体工事業の場合

解体工事業登録 滋賀県 知事 (解- _____) 第 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 年 月 日

(工事完了予定日) 年 月 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと

2 届出書に添付した対象建設工事に係る建築物等の設計図書又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図書又は写真を添付すること。

※受付番号 _____

変更箇所

分別解体等の計画等

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	建築物の構造		□木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他()		
	建築物に関する調査の結果	建築物の状況		築年数____年、棟数____棟 その他()	
		周辺状況		周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()	
	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
		作業場所		作業場所 □十分 □不十分 その他()	
		搬出経路		障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約____m 通学路 □有 □無 その他()	
		残存物品		□有 () □無	
		特定建設資材への付着物		□有 () □無	
		他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	□有 (飛散性 ・ 非飛散性) *飛散性のものは右記届出について確認してください。 特定建設資材への付着(□有 □無) □無	□届出済 (□大防法 □労安法・石綿予防規則) □届出予定 □不要 措置の内容()
			フロン(フロン排出抑制法)	□有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) □無	
その他					
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他() その他の場合の理由()		
	□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可 □不可 不可の場合の理由()		
	建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
□コンクリート塊			トン	□① □② □③ □④ □⑤	
□アスファルト・コンクリート塊			トン	□① □② □③ □④ □⑤	
□建設発生木材			トン	□① □② □③ □④ □⑤	

(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

□ 変更箇所	使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材				
	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他()				
		周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()				
			建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()				
		搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()				
		特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無				
		他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有(飛散性 ・ 非飛散性) *飛散性のものは右記届出について確認してください。 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 届出済 (<input type="checkbox"/> 大防法 <input type="checkbox"/> 労安法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 届出予定 <input type="checkbox"/> 不要 措置の内容()	
			フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無			
		その他					
工程ごとの作業内容		工程	作業内容				
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)			
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥			
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥			
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥			
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他							
備考							

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

変更箇所	工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
	工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()		
		周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
			工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
		作業場所	<input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
		搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
	工作物に関する調査の結果 及び工事着手	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		
		他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法 石綿則)	<input type="checkbox"/> 有(飛散性 ・ 非飛散性) *飛散性のものは右記届出について確認してください。 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
その他					
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

(分別解体等の実施義務)

第9条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者（以下単に「自主施工者」という。）は、**正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。**

正当な理由に該当する事例

- ①災害時の応急仮設建築物に係る工事である場合
 - ②緊急復旧工事である場合（単なる災害復旧工事は除く）
 - ③有害物質等により建築物等が汚染されている場合
 - ④工事現場が離島にあり島内に再資源化等施設が存在しない場合等（再資源化等の義務もない）
 - ⑤火災により建築物が全焼し、熱等の影響で特定建設資材の再資源化が不可能となった場合
- ……対象建設工事が上記の正当な理由に該当する場合でも、原則として法第10条の届出又は法第11条の通知の義務は免除されない（既に建築物でも工作物でもない⑤は除く）。
ただし、①や②のように工事着手に緊急を要し、真にやむを得ない場合等にあってはこの限りでないが、工事着手後に行政指導により法第10条の届出に準じた報告を受ける場

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

施行規則

第2条 法第9条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 対象建設工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査、対象建設工事の現場から当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査、残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ）の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建設工事等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。
- 二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。
- 三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じること。
- 四 第二号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。

2 前項第二項の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等である場合においては、工事の種類
- 二 前項第一号の調査の結果
- 三 前項第三号の措置の内容
- 四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文及び第四項本文に規定する順序により難い場合にあってはその理由
- 五 新築工事等である場合においては、工事の工程ごとの作業内容
- 六 解体工事である場合においては、対象建築物等に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該建築物等の部分。
- 七 新築工事等である場合においては、当該工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み量並びに当該工事の施工において特定建設資材が使用される対象建設工事等の部分及び当該特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物等の部分
- 八 前各号に掲げるもののほか、分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する次項

3 建築物の解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。

- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上）主要な部分（建築基準法施工令（昭和25年）政令第339号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の取り外し
- 二 屋根ふき材の取り外し
- 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

4 前項第1号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合においては、前項のただし書きの規定を準用する。

5 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合においては、第3項ただし書きの規定を準用する。

- 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に付属する物の取り壊し
- 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

6 解体工事の工程に係る分別解体等の方法は、次のいずれかの方法によらなければならない。

- 一 手作業
- 二 手作業及び機械による作業

7 前項の規定にかかわらず、建築物に係る解体工事の工程が第三項第一号の工程又は同項第二号の工程である場合には、当該工程に係る分別解体等の方法は、手作業によらなければならぬ。ただし、建築物の構造上その他工事の施工の技術上これにより難い場合においては、手作業及び機械による作業によることができる。